

議案第137号

関市景観計画策定審議会条例の制定について

関市景観計画策定審議会条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年12月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市景観計画の策定に関し必要な事項を審議する関市景観計画策定審議会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市景観計画策定審議会条例

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づき策定する関市景観計画（以下「景観計画」という。）に関し必要な事項を審議するため、関市景観計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 景観計画の策定に関し必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 景観計画の素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が景観計画の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 公共的団体等の推薦による者
- (3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

35 男女共同参画推進条例 策定審議会委員			
36 地方自治法第174条 に定める専門委員並びに地 方公務員法（昭和25年法 律第261号）第3条第3 項第2号及び第3号に該当 する職にある者のうち、前	任命権者がその都度予算の 範囲内で市長と協議して定 める額	旅費条例に規 定する市長の 旅費額に相当 する額の範囲 内で任命権者 が市長と協議	を

各号に該当しないもの			して定める額
------------	--	--	--------

「

35 男女共同参画推進条例 策定審議会委員			
36 景観計画策定審議会委員			
37 地方自治法第174条 に定める専門委員並びに地 方公務員法（昭和25年法 律第261号）第3条第3 項第2号及び第3号に該当 する職にある者のうち、前 各号に該当しないもの	任命権者がその都度予算の 範囲内で市長と協議して定 める額	旅費条例に規 定する市長の 旅費額に相当 する額の範囲 内で任命権者 が市長と協議 して定める額	に

」

改める。